

京都地方交通運輸産業労働組合協議会(京都交運労協) 春季研集会報告

二〇一六年二月二十九日(月)メルパルク京都で交運労協春季研集会が開催された。佐田悟事務局長(京交書記長)が司会進行を務め、主催が開いた研集会は、主催者挨拶として宮城勝夫議長が「交運運輸産業において運転士不足が懸念されている。地位向上のために処遇改善や賃上げを成し得なければならぬ」と述べた。そして、交通運輸産業で働く者の安定した将来に向け邁進する」と挨拶に立たれた。

続いて、講演会では、泉健太衆議院議員が「交通運輸産業を取り巻く情報及び国政報告等について」をテーマに講演がされた。具体的には、長野県軽井沢市で発生したバス転落事故を挙げ、監査制度についての国会質疑の内容報告や、現状の課題など改善項目について講演がされた。次に春闘勝利決議案が提案され、全体の拍手で確認がされた。最後に団結ガンバロウを行い「春闘勝利と交通運輸産業の発展」を祈念し閉会された。



講演をされた泉健太衆議院議員



挨拶をされた宮城勝夫議長



二〇一六年二月二十五日(木)レクレーション活動として運転指令区の見学会を行い二十七人が参加しました。指令区長から施設や設備の説明を受け質疑応答を行いました。普段見る事が出来ない貴重な体験ができ、これからの業務に役立つ見学会となりました。その後、懇親会を開催しました。普段の業務では、列車無線でのやり取りが主ですが、それぞれの担当で働いている支部の仲間と連携を深めることができました。今後も支部レクレーションを通して支部強化を図って行きたいと思えます。

東西線乗務支部 レクレーション 報告

教宣部員のつづき



今回は、兵庫県北西部の香美町にある余部鉄橋についてつづやいてみたいと思います。
余部鉄橋は、JR山陰本線の鏡駅と余部駅との間に位置しています。全長三〇九・四M、橋脚の高さ四一・五Mで、トレッサー式鉄橋としては日本一の規模を誇り、山陰本線の名物です。鉄橋は余部集落をまたいで東西の山に架け渡され、東側に東下谷トンネル、西側に余部駅があります。明治四十二年十二月に着工し、アメリカより輸入した鉄材を使用し、機械力の乏しい前近代工法の中にあつて当時の最高技術を駆使して明治四十五年一月に完成しました。明治四十五年一月二十八日に試運転を実施し、二両連結の機関車が運転されました。同年三月一日香住久谷間の営業運転が開始され、山陰本線は全通となりました。工事には、三十三万一〇〇〇円の費用(現在の概算四十二億円)と工夫二十五万人を要したそうです。
しかし、但馬地方特有の不順な天候に加えて日本海から吹きつける突風で列車の遅延・運休がたびたび発生して、列車運行の安全性と定時性の確保が大きな課題となっていました。列車運行の安全性向上と定時性の確保を図るため、平成三年に「余部鉄橋対策協議会」が設立され、専門家による調査検討が行われました。協議会では、旧橋梁に防風壁を設置する事も含め様々な技術検討がなされた結果、防風壁を備えたコンクリート製の新橋梁の架け替えを行う事になりました。新しい橋梁の形式は、これまでの余部鉄橋のイメージ「直線で構成されたシンプルで美しい」と「風景に溶け込む透明感」を継承する橋をデザインコンセプトとし、耐風性などに優れることなどから、エクストラードPC橋が採用されています。定時性を確保するため、透明なアクリル製の防風壁を設置し、旧橋梁の列車運行規制風速が二〇M/Sでしたが、風速三〇M/Sでの列車運行が可能となりました。こうして新余部橋梁は、日本一の余部鉄橋の誇りを受け継ぎ平成二十二年八月十二日から運用が開始されました。余部鉄橋同様に、空中列車としての眺望も美しく新たな余部のシンボルとなっています。現地保存されている旧鉄橋の三本の橋脚は、展望施設「空の駅」として活用されています。大変素晴らしい景色が楽しめますので是非とも足を運んでみて下さい。

江谷 孝行 教宣部員

脳に刺激を！ 超難問？ナンプレ

「ナンプレ」のコーナーです。ちょっと一息！頭のリフレッシュしてみませんか？下記のマス全部埋めてください。正解者の中から抽選で三人の方に「全国百貨店共通商品券」千円分をプレゼントします。どしどし応募してください。

				2	6		
		1		7			3
	7		8			5	
9				5	7		
			3				2
		9			5		8
	7				4	1	
			4	1			

このナンプレが解けた方は、支部名、コード番号、名前、機関紙に対するご意見ご要望等を記入の上、京交本部教宣部機関紙編集チームまでお送りください。
締め切りは四月二十二日(金)必着です。なお当選者の発表は次号以降の機関紙「京交」で！

都専ちゃんのひとり言



年間四三三八件 腰痛は業務上疾病の過半数
業務上疾病の統計をみると、分類項目に「負傷に起因する疾病」というのがあり、労働基準法施行規則の別表の一番目にくる分類で、他の疾病とはちょっと違う。要するに業務が原因となつて直接発症する職業病、たとえば粉じん作業が原因のじん肺とか、放射線が原因の皮膚炎とかいうのでなく、仕事による負傷がまずあつて、それが原因となつた病気ということだ。「負傷に起因する疾病」は、二〇一三年で五二五三件発生していて、全業務上疾病七三二〇の約七割を占めている。この数字をみると、なんで怪我が原因でそんなに病気が多発するのかと疑問がわく。で、この中身をみると、八割強にあたる四三七八件が一つの病気のようだ。その病気の名前は「災害性腰痛」。：とくとくと、「なんだそんなことか」となる。「ぎっくり腰」と呼ばれることが多い急性腰痛症は、この中に入っており、それ以上の分類はない。ただ、業種ごとの発生割合をみると特徴がわかる。たとえば保健衛生業で発生した全業務上疾病の八割がこの災害性腰痛となっている。要するに介護労働における腰痛対策が急がれるゆえなのだ。そして腰痛症といえば、もう一つ指摘しておかねばならないのは、急性でない非災害性腰痛の発生件数が極端に少ないことだ。同じ年の発生件数は、なんとわずか五〇件である。ありふれた病気である腰痛症の対策は、まだまだ工夫が必要であると示唆する数字といえるだろう。